令和9年度

琴平町立認定こども園・私立保育所　入園案内

対象期間：令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

入園後も、令和9年度が終わるまで保管してください。

◎この案内は、琴平町内の認定こども園や私立保育所の利用を希望する方のための手引きです。**内容をご確認のうえ、申込期間内に必要書類を添えてお申し込みください。**

◎**利用申込みは、年度ごとに必要です。**現在、こども園や保育所を利用している方も、令和９年度の継続利用を希望する場合は申込みが必要です。

◎**申込状況によっては、希望する施設又は希望する利用開始月から利用できない場合があります。**また、「保育を必要とする事由」に該当しない場合は、希望する認定を受けられないことがあります。保護者の就労時間や保育を必要とする状況等により、希望する利用時間区分又は利用期間が認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◎**申込み前に、施設を見学することをお勧めします。**教育・保育方針、行事、給食、用品などの実費負担は施設ごとに異なります。見学を希望する場合は、事前に各施設へ直接お問い合わせください。

◎申込み後に希望施設、就労状況、住所、世帯構成などが変わった場合は、速やかに希望施設または子ども・保健課へお知らせください。

◎申込期間・受付（詳細は６ページへ）

区分	申込期間	対象	受付場所
1次 申込受付	**令和8年12月1日(火) から12月21日(月)まで** ※土曜・日曜を除く	・4月からの利用 ・5月以降の年度途中利用、転園、妊娠・出産、出産予定、育児休業からの復職に伴う利用など	**第１希望の施設**
随時 申込受付	**利用希望月の前々月末日まで** ※末日が閉庁日の場合は直前の開庁日	・1次申込受付期間後の申込み（※） ・年度途中の利用	**第１希望の施設** または **子ども・保健課**

※1次申込受付期間後に４月からの利用を希望する場合は、事前に子ども・保健課へご連絡ください。

◎お問い合わせ先

琴平町役場　子ども・保健課　子育て支援係

〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817番地10

電話番号 ： 0877-75-6705

FAX ： 0877-75-6724

【各種様式のダウンロードについて】

申込みに必要な各種書類（就労証明書、申立書など）の情報につきましては、琴平町の公式ホームページからもご確認・ダウンロードしていただけます。

1 施設一覧・教育及び保育時間

琴平町には、公立の認定こども園が2園と私立保育所が1園あります。

	施設名	所在地	電話番号	定員	対象年齢	平日			土曜日	
						1号認定	2号・3号認定		2号・3号認定	
						教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
公立	琴平町立南こども園	琴平町103番地	75-1022	114人	0歳から5歳（生後6か月以上）	8:30～14:00	8:00～18:30	8:30～16:30	8:00～12:00	8:30～12:00
	琴平町立北こども園【めばえ棟】	琴平町苗田 634番地1	73-3440	114人両拠点合計	0歳から2歳（生後6か月以上）		7:30～18:00	8:30～16:30	8:00～12:00	8:30～12:00
	琴平町立北こども園【みのり棟】	琴平町上櫛梨 31番地1	73-2523		3歳から5歳	8:30～14:00	7:30～18:00	8:30～16:30	8:00～12:00	8:30～12:00
私立	社会福祉法人あかね保育園	琴平町507 番地1	75-3060	90人	0歳から5歳（生後3か月以上）		7:00～18:30	8:30～16:30	7:00～16:45	8:30～16:30

※クラス年齢は、令和9年4月1日時点の年齢で決まります。
※あかね保育園は、1号認定の受入れはありません。
※「生後6か月以上」とは、生後6か月を超えた翌月からが対象者です。
「生後3か月以上」とは、生後3か月を超えた翌月からが対象者です。
※定員等は変更される場合があります。
※琴平町立南こども園と北こども園は、令和11年度に2園が1園に統合予定です（光賢寺西側）。

保育所とは

保護者が仕事や病気などの理由で、家庭で保育できない場合に、保護者に代わって子どもを保育する児童福祉施設です。対象は、保育を必要とする0歳から就学前までの子どもで、利用には「保育の必要性」の認定が必要です。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の両方の役割を持ち、教育と保育を一体的に行う児童福祉施設です。
幼稚園（教育）部分については、対象は3歳児以上の子どもで、保護者の就労状況にかかわらず利用できます。保育部分は上記の「保育所とは」と同じです。



■休園日

認定こども園		保育所
教育標準時間利用(1号認定)	保育時間利用(2・3号認定)	あかね保育園(2・3号認定)
土曜日、日曜日、国民の祝日 学年始業日(4/1～始業式前日) 夏休み(7/21～8/31) 冬休み(12/25～翌年 1/7) 学年末休業日(修了式翌日～3/31) その他、町長が必要と認めるとき	日曜日、国民の祝日 年末年始(12/29～翌年 1/3) その他、町長が必要と認めるとき	日曜日、国民の祝日 年末年始(12/29～翌年 1/3) その他、園長が必要と認める日

■子どもの年齢とクラス早見表(令和 9 年度入園)

クラス	生年月日
5歳児クラス	令和 3 年（2021）年 4月2日 から 令和 4 年（2022）年 4月1日
4歳児クラス	令和 4 年（2022）年 4月2日 から 令和 5 年（2023）年 4月1日
3歳児クラス	令和 5 年（2023）年 4月2日 から 令和 6 年（2024）年 4月1日
2歳児クラス	令和 6 年（2024）年 4月2日 から 令和 7 年（2025）年 4月1日
1歳児クラス	令和 7 年（2025）年 4月2日 から 令和 8 年（2026）年 4月1日
0歳児クラス	令和 8 年（2026）年 4月2日 から （※施設により受入開始月齢が異なります）



2 教育・保育給付認定について

(1) 認定区分(1号・2号・3号)とは

認定こども園・保育所を利用するには、子どもの年齢や保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

お子さんは、令和 9 年 4 月 1 日時点で満 3 歳以上ですか？

はい	いいえ
保育を必要とする事由がありますか？	保育を必要とする事由がありますか？
はい → 2 号認定	はい → 3 号認定
いいえ → 1 号認定	いいえ → 対象外

認定区分	対象	利用時間区分	利用できる施設
1号認定	満 3 歳以上で、教育を希望する場合※	教育標準時間	南こども園 北こども園
2号認定	満 3 歳以上で、保育を希望する場合 (条件:下記の「保育を必要とする事由」に該当あり)	保育標準時間 または 保育短時間	南こども園 北こども園 あかね保育園
3号認定	満 3 歳未満で、保育を希望する場合 (条件:下記の「保育を必要とする事由」に該当あり)	保育標準時間 または 保育短時間	

※1号認定は、3～5歳児クラスが対象です。

(2) 保育を必要とする事由

2 号認定または 3 号認定を受けるには、**保護者全員が次のいずれかに該当**し、ご家庭で保育することが困難であることが必要です。

保育を必要とする事由	保護者の状況
就労	月 48 時間以上就労していること
妊娠・出産	妊娠中または出産前後であること
疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること、精神または身体に障害を有する状態であること
親族の介護・看護	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護していること
災害復旧	災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合
就学	月48時間以上就学していること(職業訓練校等での職業訓練を含む)
求職活動	申込み時点で就労の意思があり、求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること
虐待・DV	虐待または DV のおそれがあること
育児休業中の継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合※

※保育所等に入園していない児童が育児休業取得時に新たに保育支給認定(2・3号認定)を受けることはできません。

（3）利用時間区分（2号・3号認定の方）

2・3号認定の場合、保護者の就労時間等によって、施設を利用できる保育時間が決まります。

区分	1日に利用できる時間	就労時間の目安
保育標準時間	最長 11 時間	月 120 時間以上 （フルタイム就労を想定）
保育短時間	最長 8 時間	月 48 時間以上 120 時間未満 （パートタイム就労等、短い就労を想定）

※保護者の就労時間や通勤時間、ご家庭の状況を踏まえて、町が利用時間を決定します。

※父母で利用可能時間が異なる場合は、原則として短い方の区分となります。

※標準時間の認定でも、常に最長 11 時間利用できるわけではありません。実際の保育時間は、保護者の就労・通勤等に必要な範囲内で各施設が決定します。

※保護者の方へのお願い

お子さんがご家庭で過ごす時間を大切にするため、勤務時間が通常より短くなった場合やお仕事が午後から休みになった場合などは、早出・預かり保育を利用せず、必要な保育時間のみのご利用にご協力ください。

（4）利用できる期間（2号・3号認定の方）

利用開始日は毎月 1 日です。月途中の利用開始は行いません。退園日は月の末日です。

保育を必要とする事由	開始可能日	終了日	認定時間
就労	就労開始の前月初日	年度末	標準時間または短時間
育児休業からの復帰	復帰する日の前月初日	年度末	短時間
妊娠・出産	出産予定月の前 2 か月	出産月の 2 か月後の末日	標準時間
多胎妊娠・出産	出産予定月の前 4 か月	出産月の 2 か月後の末日	標準時間
疾病・障害 親族の介護・看護 災害復旧	証明書の記載内容による	証明書の記載内容による	標準時間または短時間
就学	在学期間の前月初日	在学期間の終了日の月の末日	標準時間または短時間
求職活動	求職活動を開始する月	3か月目の末日	短時間
虐待・DV	証明書の記載内容による	証明書の記載内容による	標準時間
育児休業中の継続利用	（継続利用）	年度末	短時間

※妊娠・出産による利用期間は、出産予定日または出産日等により変わる場合があります。

※育児休業から復職する場合は、復職予定日の前月 1 日から利用できます。復職前の期間は保育短時間とし、復職後は就労時間等に応じて保育必要量を決定します。

※求職活動中でもお申込み可能ですが、就労中の方が利用調整上の点数は高くなります。また、求職活動での認定期間は「3 か月間」です。期限内に就労証明書の提出がない場合は退園となります。

※利用期間の詳細は、個別の状況を確認のうえ決定します。



3 申込みから利用開始まで

申込期間・受付

区分	申込期間	対象	受付場所
1次 申込受付	**令和8年 12 月 1 日(火) から 12 月 21 日(月)まで** ※土曜・日曜を除く	・4月からの利用 ・5月以降の年度途中利用、転園、妊娠・出産、出産予定、育児休業からの復職に伴う利用など	**第 1 希望の施設**
随時 申込受付	**利用希望月の前々月末日まで** ※末日が閉庁日の場合は直前の開庁日	・1次申込受付期間後の申込み(※1) ・年度途中の利用	**第 1 希望の施設** または **子ども・保健課**

※1 1次申込受付期間後に 4 月からの利用を希望する場合は、事前に子ども・保健課へご連絡ください。

※(例) 令和 9 年 7 月 1 日からの利用を希望する場合 ➡ 令和 9 年 5 月 31 日(月)までに提出

※書類に不足や記載漏れがあると、受付や利用調整ができない場合があります。

※申込期限を過ぎて提出された書類は、次回の利用調整からの反映となります。

※琴平町内の町立認定こども園・私立保育所を利用できるのは、利用する子どもと保護者が琴平町に住所を有している方です。琴平町に転入予定の方・里帰り出産の方は、**転入手続きを入所月の前月末(4 月入所の場合は 3 月末)まで**に済ませてください。

※年度途中の利用を希望する方へ

5 月以降の年度途中利用についても、利用開始希望月が決まっている場合は、1次申込期間中に申込みできます。ただし、利用調整は、原則として利用開始希望月の前月に行います。申込みをした時点で、利用が決定するものではありません。

4月利用開始までの流れ(1次申込受付者)

1. **お申込み**
2. **書類審査・利用調整** (琴平町の基準(12ページ)に基づき審査します)
3. **結果通知** (新規申込の方には、1 月下旬頃に結果を郵送します)
4. **入園説明会・面談等** (2 月中旬～3 月下旬頃、各施設で実施します)
5. **利用開始・ならし保育**

結果通知

利用開始希望月	利用調整	結果通知の目安
令和9年4月(1次申込受付者)	令和 9 年1月上旬～中旬	令和 9 年1月下旬頃
令和9年5月以降	入園希望月の前月上旬	入園希望月の前月上旬～中旬

※利用調整の状況により、通知時期が前後する場合があります。

※年度途中から利用する場合の入園説明会の時期は、施設から随時ご案内します。

4 提出書類

申込にあたっては、以下①～③の書類等が必要となります。所定の書類にご記入のうえ提出してください。

	必要書類	対象者	注意事項
①	教育・保育給付認定(変更) 申請書 兼 利用申込書	全員	子ども１人につき1枚必要です。
②	保護者それぞれの 「保育を必要とする証明書」	２号・3 号認定を希望する方	きょうだいで同時に申込みを行う場合は、1 世帯につき 1 部で構いません。
③	市区町村民税課税証明書	該当する方	きょうだいで同時に申込みを行う場合は、1 世帯につき 1 部で構いません。

※その他、状況に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

＜書類ごとの注意事項＞

①教育・保育給付認定(変更)申請書 兼 利用申込書

表面に必要事項を記入してください。

記入については、「記入上の注意」(申込書の見開き右)、裏面をご確認ください。

②保育を必要とする証明書

保護者の状況	必要書類
就労(内職を含む) 自営業(個人) 農業等	・就労証明書 ・自営業者(法人を除く)、農業経営者、内職および自営業や農業の家族従事者の方は、事業の実態確認のため以下の書類のうち、いずれか一点のコピー(原則、本人名義の書類) □営業許可書 □開業届 □就業規則 □登記簿の写し □源泉徴収票 □出荷表 □最新の確定申告書(第 1 表、第 2 表) □その他証明ができるもの
妊娠・出産	・申立書 ・母子健康手帳の「表紙」と「出産予定日が分かるページ」の写し
疾病・障害	・疾病・障害または介護・看護証明書 ・身体障害者手帳等の写し
介護・看護	・疾病・障害または介護・看護証明書
災害復旧	・り災証明書
求職活動、就学	・申立書 ・就学の場合は、在学証明書、就学時間や期間等が記入されたもの(時間割、カリキュラム等)の写し
育児休業中の継続利用	・育児休業期間及び復職日が記載された就労証明書
その他	・町が指定する書類

※株式会社、有限会社など、法人化されている場合は自営業に該当しませんので、事業の実態を確認できる書類の写しは不要です。

③市区町村民税課税証明書（該当する方）

保育料等の判定には、市区町村民税情報を使用します。

下表に掲げる該当の日に、琴平町に住民登録がなかった保護者（**父　、母、子どもを税の扶養に入れている祖父母等**）は、住民登録のあった市区町村で市区町村民税課税証明書を取得して、ご提出ください。

＜課税証明書の提出が必要となる場合＞

利用開始希望月	該当する方	必要な証明書
令和９年４月～８月	令和８年１月１日に 琴平町に住民登録がなかった保護者	令和８年度市区町村民税課税証明書 ※令和７年中の所得に基づくもの。令和８年１月１日時点で住民登録があった市区町村から取得してください。
令和９年９月～ 令和10年３月	令和９年１月１日に 琴平町に住民登録がない、 または　なかった保護者	令和９年度市区町村民税課税証明書 ※令和８年中の所得に基づくもの。令和９年１月１日時点で住民登録があった市区町村から取得してください。なお、証明書は令和９年６月頃から発行される予定です。

※「教育・保育給付認定（変更）申請書兼利用申込書」内の『家庭の状況』欄に保護者の個人番号を記載し、備考欄に、利用開始希望月に応じて令和8年1月1日時点または令和9年1月1日の住所を記載していただければ、町の担当課で課税情報を確認しますので、課税証明書の提出を省略できます。

※令和８年度から継続して保育所等を利用しており、令和８年度市区町村民税課税証明書を既に提出している場合は、再提出は不要です。

※1月1日に琴平町に住所を有していた方でも、未申告等により市町村民税額を確認できない場合は、住民税の申告が必要です。







5 保育料等について

保育料の対象と算定方法

利用者負担額(以下「保育料」といいます)は、**3 号認定を受けた 0～2 歳児クラスの子ども**が対象です。

※満 3 歳になった 2 歳児クラスの子どもの「幼児教育・保育の無償化」は、翌年度の 4 月から適用されます。

※保育料は、国が定める基準をもとに、保護者の市区町村民税額の合計によって琴平町が決定します。

※町立認定こども園および私立保育所の保育料は同額です。

保育料の切替え時期(毎年4月と9月)

保育料を算定する基準となる「市区町村民税の年度」は、途中で切り替わります。

4月	5月	6月	7 月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
令和8年度 市区町村民税の合計額で算定 (令和7年1月～12月の収入)					**令和9年度** 市区町村民税の合計額で算定 (令和8年1月～12月の収入)						

※原則として父母の税額を合計しますが、祖父母等が子どもを税の扶養に入れている場合や世帯の家計を主に維持している場合は、その方の税額を合算することがあります。

※児童扶養手当等、他制度における認定状況も確認します。

※令和 9 年度の保育料は、「令和 9 年度琴平町利用者負担額表」(14～15 ページ)をご確認ください。

納付方法と注意事項

毎月の納付が必要です

保育料は在籍している期間中、毎月納付していただきます。欠席した場合や、月途中で退園した場合でも、原則としてその月の保育料は**全額納付**が必要です。

- **納付は口座振替で**
  原則として口座振替により各施設へ納付してください(私立保育所の徴収事務も町が委託しています)。
- **滞納への対応について**
  未納分は各施設で納付することができます。保育料を滞納した場合は督促状等を送付し、法令に基づいて財産の差押え等を行うことがあります。納付が困難な事情がある場合は、お早めにご相談ください。

保育料以外に必要となる費用

保育料のほかに、施設ごとに以下の費用が必要です。費用は施設によって異なりますので、詳細については直接各施設にお問い合わせください。

- 用品購入費
- 保護者会費
- 主食費(ご飯代) ※3歳児クラス以上
- 副食費(おかず、おやつ、牛乳、お茶等)※3 歳児クラス以上
- 延長保育料(私立保育所) 等

副食費の免除について

以下のいずれかに該当する子どもは、副食費の支払いが免除されます。免除対象の方には、町から別途通知をお送りします。**（保育料と同様、毎年 9 月に判定を切り替えます）**

1. **世帯年収 360 万円未満相当の世帯の子ども**
2. **多子計算により「第 3 子以降」となる子ども**

■多子計算のルールについて

多子計算をする場合、現に扶養されている **18 歳未満の子どもが同一世帯に3人以上いる場合**、そのうち最年長者及び2番目の年長者以外のこども園・私立保育所に通っている3～5歳児クラスの児童が対象となります。

6 利用開始後の保育

ならし保育について

入園当初は、お子さまが認定こども園・保育所での新しい生活にスムーズに慣れるよう、保育時間を徐々に延ばしていく「ならし保育」を実施しています。

- **期間の目安：通常 3～4 週間程度（お子さまの状況により異なります）**
- **注意事項：** 期間中はお迎え時間が早くなります。**お仕事の復帰日を決める際は、このならし保育の期間を十分考慮して設定してください。**
  ※ならし保育は「利用開始日以降」に行います。開始日前には実施できません。具体的な日程は各施設へご相談ください。

土曜日の保育

就労等により、土曜日にご家庭での保育が困難な場合（保育の必要な事由に該当する必要があります）は、利用決定後に各施設へお申し込みください。

- **対象：原則として、普通食へ移行した満1歳以上の子ども（1歳の誕生日を越えた翌月から）**
  ※保護者の就労状況等を確認する場合があります。利用方法や利用時間は各施設へ直接お問い合わせください。

早出・預かり保育

就労や通勤時間等の理由により、「保育短時間」の利用枠（8:30～16:30）を超える保育が必要な場合は、利用決定後に各施設へお申し込みください。また、早出・預かりの利用は必要な範囲内でご利用ください。

- **対象：原則として、満 1 歳以上の子ども（1歳の誕生日を越えた翌月から）**
  ※異年齢児との合同保育になるため
  ※「保育標準時間」への利用切り替えは、原則として 1 歳の誕生日を迎えた翌月からとなります。

7 利用中に必要な届出・注意事項

以下のような変更があった場合は、利用中の施設または子ども・保健課に届け出てください。
※変更内容により、認定区分、利用時間、保育料、利用期間などが変更になる場合があります。
※変更申請の書類は、各施設及び子ども・保健課にあります。

内容	必要書類	提出期限
・琴平町内で住所を変更したとき ・婚姻、離婚、死亡等により保護者に変更があったとき ・生活保護を受給することになったとき	・教育・保育給付変更申請書	速やかに
・就労先、勤務日数または勤務時間が変わったとき	・就労証明書	
・税の申告（還付・修正・更正等）により税額が変わったとき	・利用施設または子ども・保健課へお知らせください。	
・琴平町外へ転出するとき	・退園届	
・「保育の必要性」の事由に変更がある場合 （例：就労➡求職活動、就労➡産前産後 産前産後➡育児休業　など）	・教育・保育給付変更申請書 ・保育を必要とする証明書（7ページに記載の該当する書類）	**変更希望月の前月 15 日**（15 日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日）まで
・1 号認定から2号認定へ変更したいとき	・教育・保育給付変更申請書 ・保育を必要とする証明書（7ページに記載の該当する書類）	
・2号認定から1号認定へ変更したいとき	・教育・保育給付変更申請書	
・保育短時間から保育標準時間へ変更したいとき	・教育・保育給付変更申請書 ・保育を必要とする証明書（7ページに記載の該当する書類）	

※月の途中に町外へ転出する場合は、その月の末日まで施設を利用できます。

注意事項

入園が決定された場合でも、下記に該当するときは、退園となることがあります。あらかじめご承知ください。

- 事実と違う申告をしたとき
- 必要書類が提出されない場合
- 入園期限までに琴平町への転入が確認できない場合



琴平町認定こども園・保育所利用調整点数表（令和9年度）

基本点数表 ※保護者ごとの点数を合計

保護者の状況				点数
就労	居宅外就労 自営業	月 150 時間以上の就労を常態とする場合		12
		月 120 時間以上の就労を常態とする場合		10
		月 80 時間以上の就労を常態とする場合		8
		月 48 時間以上の就労を常態とする場合		7
	内職	月 150 時間以上の就労を常態とする場合		9
		月 120 時間以上の就労を常態とする場合		8
		月 80 時間以上の就労を常態とする場合		7
		月 48 時間以上の就労を常態とする場合		6
就学		月 150 時間以上の就学を常態とする場合		10
		月 120 時間以上の就学を常態とする場合		9
		月 80 時間以上の就学を常態とする場合		8
		月 48 時間以上の就学を常態とする場合		7
妊娠・出産		出産のため保育ができない場合		10
育児休業		育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合		4
疾病・障がい	疾病・傷病	入院	1 か月以上の入院または入院見込み	12
		居宅内療養	常時臥床の場合	12
			1 か月以上安静を要すると診断された場合または生活動作に支障をきたしている場合	9
			上記以外で通院加療が必要な場合	7
	心身障がい	「身体障害者手帳1～2級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1～2級所持」、「療育手帳ⒶまたはA所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		12
		「身体障害者手帳3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「療育手帳Ⓑまたは B 所持」、「介護保険の要介護度が1～2」 のいずれかに該当する場合		9
		「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		7
介護・看護	居宅外	週5日以上の付添看護（介護）		8
		週4日の付添看護（介護）		7
		週3日以下の付添看護（介護）		6
	居宅内	全介護の場合		9
		一部介護の場合		6
		上記以外で通院加療が必要な場合		4
		「身体障害者手帳1～2級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1～2級所持」、「療育手帳ⒶまたはA所持」、介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		9
		「身体障害者手帳3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「療育手帳ⒷまたはB所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合		6
		「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		3
災害		災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育にあたれない場合		12

求職活動	求職活動のため、保育にあたれない場合	4
虐待・DV	虐待や DV のある場合	12
その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合	1～12

調整点数表（重複可） ※世帯の状況に応じて調整

ひとり親世帯の場合	12
児童福祉法による支援が必要な人（基本点数の「虐待・DV」との重複不可）	10
児童福祉法による支援が必要なおそれがある人（基本点数の「虐待・DV」との重複不可）	9
保護者が保育士等であり、保育施設で就労または就労予定である人	3
産休・育休明け	3
生活保護世帯（就労が自立につながる場合）	4
多胎児である場合	2
その他児童福祉の観点から保育の必要性が高いと認められる場合	2
在園児にきょうだい児がいる場合	2
本人またはきょうだい児に保育料の滞納があり、納付相談や納付約束の履行をしない者	-2

同一点数時の取扱い ※同点だった場合の優先順位

1	保護者が保育士等であり、保育施設での就労または就労予定である場合（町内勤務＞町外勤務）
2	当該施設の在園児にきょうだいがいる場合
3	ひとり親家庭である場合
4	災害＞虐待・DV＞就労＞就学＞妊娠・出産＞介護＞育児休業＞求職活動
5	希望順位が高い順
6	中学生以下の子どもの人数が多い世帯
7	保育料算定年度の保育料算定者の合計所得が低い順

■利用調整とは

定員を上回る申込みがある場合は、琴平町利用調整点数表に基づき、保護者の保育を必要とする状況、就労状況、きょうだいの在園状況、家庭状況等を総合的に確認して利用調整を行います。この点数表をもとに順位（点数）を付け、優先度の高い方から入所を調整します。申込み順や受付順で決定するものではありません。

利用調整の結果、希望する施設を利用できない場合や、利用開始時期が希望に添えない場合があります。

■点数の計算方法について

点数の内訳：**基本点数＋調整点数**

基本点数＋調整点数を計算し、同点数で並んだ場合は、上記の「**同一点数時の取扱い**」のとおり、総合的に判断します。

令和９年度琴平町利用者負担額表

階層区分		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		年度初日の前日の年齢区分／利用者負担月額				
国	町			０才	１・２才	３才	４才	５才
1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		*0*		*0*		
2	B	市町村民税非課税世帯		*0*		*0*		
3	C	均等割額のみの世帯		*10,000*		*0*		
	D1	市町村民税所得割課税世帯	**48,600円未満**	*13,000*		*0*		
4	D2		**48,600円以上60,000円未満**	*20,000*		*0*		
	D3		**60,000円以上80,000円未満**	*26,000*		*0*		
	D4		**80,000円以上97,000円未満**	*29,000*		*0*		*0*
5	D5		**97,000円以上169,000円未満**	*37,000*		*0*		*0*
6 7 8	D6		**169,000円以上**	*40,000*		*0*		*0*

1. 算定の税額には、調整控除以外の住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除の税額控除の適用はありません。
2. 同一世帯から２人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の利用者負担額は次のとおりです。

（１）年齢の高い順に２人目の児童　半額

（２）３人目以降の児童　無料

3. 上記２にかかわらず、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯において、生計を一にする２人以上の子ども等がいる場合の利用者負担額は次のとおりです。

（１）町Ｂ階層　第２子以降の児童　無料

（２）町Ｃ～Ｄ２階層　第２子の児童　半額

（３）町Ｃ～Ｄ２階層　第３子以降の児童　無料

４．現に扶養する18歳未満の児童が3人以上いる世帯においては、第３子以降の利用者負担額は次のとおりです。

（１）３歳未満の児童　無料

（２）３歳以上の児童　町Ｂ～Ｄ５階層　無料

町Ｄ６階層　　半額（上記２に該当の場合は適用後より半額）

令和９年度琴平町利用者負担額表（**ひとり親世帯等用**）

「ひとり親世帯等」とは、児童扶養手当を受給している世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯をいいます。

階層区分		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		年度初日の前日の年齢区分／利用者負担月額				
国	町			０才	１・２才	３才	４才	５才
1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		*0*		*0*		
2	B	市町村民税非課税世帯		*0*		*0*		
3	C	均等割額のみの世帯		*4,500*		*0*		
3	D1	市町村民税所得割課税世帯	**48,600円未満**	*6,000*		*0*		
4	D2	市町村民税所得割課税世帯	**48,600円以上60,000円未満**	*9,000*		*0*		
4	D3	市町村民税所得割課税世帯	**60,000円以上77,101円未満**	*9,000*		*0*		
4	D3	市町村民税所得割課税世帯	**77,101円以上80,000円未満**	*26,000*		*0*		
4	D4	市町村民税所得割課税世帯	**80,000円以上97,000円未満**	*29,000*		*0*		*0*
5	D5	市町村民税所得割課税世帯	**97,000円以上169,000円未満**	*37,000*		*0*		*0*
6 7 8	D6	市町村民税所得割課税世帯	**169,000円以上**	*40,000*		*0*		*0*

1. 算定の税額には、調整控除以外の住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除の税額控除の適用はありません。
2. 市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯または障害者（児）世帯において、生計を一にする２人以上の子ども等がいる場合の第２子以降の利用者負担額は無料です。